

1 薬事監視等の年次別推移（平成23年度～平成27年度）＜出典：衛生行政報告＞

（１）許可・登録・届出施設数、立入検査施行施設数、違反発見施設数

項 目	年 次	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
許可・登録・届出施設数		622, 538	630, 757	637, 106	661, 075	640, 497
立入検査施行施設数		211, 432	208, 256	186, 727	191, 009	222, 729
違反発見施設数		9, 980	10, 277	9, 372	9, 405	10, 385

（２）違反発見件数

項 目	年 次	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無許可・無登録・無届業		252	428	281	310	260
無承認品		273	147	255	132	143
不良品		122	123	261	73	84
不正表示品		269	1, 419	338	245	189
虚偽・誇大広告等		820	701	623	584	552
毒劇薬の譲渡等		128	48	58	41	76
毒劇薬の貯蔵陳列		997	878	777	637	796
処方せん医薬品の譲渡記録等		89	78	61	49	64
制限品目の販売		92	51	33	48	45
構造設備の不備		1, 234	1, 258	1, 214	1, 026	1, 328
販売体制等の不備		2, 115	2, 958	2, 269	2, 378	3, 319
特定販売に係る違反		87	69	21	576	67
医薬品販売業者の管理者に係る違反		2, 345	2, 328	2, 208	2, 313	2, 309
製造販売後安全管理の不備		9	15	8	19	27
品質管理の不備		31	41	23	20	26
指定薬物の製造		－	－	－	－	－
指定薬物の輸入		－	－	－	－	－
指定薬物の販売・授与等		28	24	35	19	16
指定薬物の広告		17	7	11	1	1
その他		7, 395	7, 381	6, 507	6, 803	6, 754
計		16, 303	17, 954	14, 983	15, 274	16, 056

（３）処分件数等

処分内容等	年 次	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
処 分 件 数 等	許可取消・登録取消・業務停止	18	13	3	2	12
	改善命令等	4	17	14	22	10
	検査命令等	0	－	－	2	1
	廃棄等	5	0	1	3	1
	その他	2, 631	2, 758	1, 957	1, 853	2, 806
	計	2, 658	2, 788	1, 975	1, 882	2, 830
告発件数		－	－	2	－	2

(4) 平成27年度業種別薬事監視状況

(平成27年4月～平成28年3月末)

(平成27年4月～平成28年3月末)																										
		許可・登録・施設数 年度末現在	立入検査施行施設数 年度中	違反発見施設数 年度中	特定販売実施施設数 年度末現在	違反発見件数(年度中)																その他	計			
						無許可・無登録・届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品記の録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	医薬品販売者に業係者の違反	製造販売安全後管理の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造			指定薬物の輸入	指定薬物の販売・授与等	
総数		640,497	222,729	10,385	7,597	260	143	84	189	552	76	796	64	45	1,328	3,319	67	2,309	27	26	-	-	16	1	6,754	16,056
医薬品	業局		58,326	29,524	4,886	4,820	・	16	18	39	95	67	644	54	11	862	2,110	31	1,367	・	・	・	・	・	2,958	8,272
	製薬	大臣許可分	84	118	2	・	-	・	1	・	-	-	-	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	4	5
		知事許可分	2,150	1,159	14	・	5	・	5	・	3	-	-	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	4	18
	業局		6,208	3,165	78	・	4	・	1	・	1	1	1	-	・	37	・	・	・	・	・	・	・	・	48	93
	製販売	第1種	272	116	4	・	-	1	4	-	1	-	-	・	-	-	・	・	・	-	-	・	・	・	4	10
		第2種	881	266	44	・	8	4	9	2	6	-	-	・	-	-	・	・	・	6	4	・	・	・	26	65
		業局	6,208	3,151	56	・	1	1	4	5	-	1	1	-	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	40	55
	店舗販売業		25,668	14,015	2,553	2,708	69	33	6	12	327	4	4	8	13	262	1,187	36	749	・	・	・	・	・	1,341	4,051
	卸売販売業		13,914	4,694	353	・	・	-	2	1	2	3	10	2	5	27	・	・	171	・	・	・	・	・	247	470
	薬種商販売業		228	71	11	69	・	-	-	-	1	-	-	-	1	-	6	-	4	・	・	・	・	・	4	16
	特例販売業		1,271	345	39	・	・	-	2	-	3	-	-	・	13	・	・	・	・	・	・	・	・	・	26	44
	配販	販売業	7,035	291	54	・	・	-	1	-	1	・	・	・	-	・	16	・	17	・	・	・	・	・	32	67
		従事者	15,890	203	3	・	10	-	-	-	-	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	12
		業務上取り扱う施設		・	6,909	344	・	・	36	2	-	30	・	136	・	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	180
医薬部外品	製造業		1,741	380	9	・	4	・	2	・	2	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	5	14
	製造販売業		1,389	244	12	・	4	4	2	2	3	・	・	・	・	・	・	・	5	5	・	・	・	・	1	26
	販売業		・	23,644	6	・	・	-	-	-	7	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	8
	業務上取り扱う施設		・	4,451	2	・	・	3	-	-	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	4
化粧品	製造業		3,551	767	22	・	28	・	1	・	1	・	・	・	・	3	・	・	・	・	・	・	・	・	9	42
	製造販売業		3,673	708	47	・	20	12	8	28	5	・	・	・	・	・	・	・	12	12	・	・	・	・	19	116
	販売業		・	21,336	20	・	・	-	-	67	14	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5	86
	業務上取り扱う施設		・	3,647	11	・	・	5	-	1	5	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	4	15
医療器械	製造業		4,008	1,016	9	・	7	・	2	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	6	15
	修理業	大臣許可分	-	-	-	・	-	・	-	・	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-
		知事許可分	6,604	1,644	31	・	2	・	-	・	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	36	38
	製販売	第1種	667	556	43	・	1	12	8	22	1	・	・	・	・	-	・	・	・	1	-	・	・	・	24	69
		第2種	1,036	417	13	・	4	3	1	5	4	・	・	・	・	-	・	・	・	2	1	・	・	・	5	25
		第3種	903	312	7	・	4	-	-	1	2	・	・	・	・	-	・	・	・	1	4	・	・	・	2	14
	販売業	高度管理医療機器等	62,640	20,702	900	・	25	-	1	-	4	・	・	・	・	81	・	・	・	・	・	・	・	・	959	1,070
		管理医療機器	313,907	35,055	376	・	47	1	2	-	21	・	・	・	・	22	・	・	・	・	・	・	・	・	330	423
		一般医療機器	・	7,771	1	・	・	-	-	-	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	1
	貸与業	高度管理医療機器等	35,382	10,315	311	・	12	-	1	-	5	・	・	・	・	27	・	・	・	・	・	・	・	・	326	371
		管理医療機器	66,068	16,785	71	・	5	-	-	-	2	・	・	・	・	3	・	・	・	・	・	・	・	・	70	80
		一般医療機器	・	4,464	-	・	・	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-
	業務上取り扱う施設		・	3,103	30	・	・	7	-	-	4	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	25	36
体外診断用医薬品	製造業		228	55	1	・	-	・	-	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	1	
	製造販売業		107	79	5	・	-	-	1	4	-	・	・	・	・	-	・	・	-	-	・	・	・	-	5	
	業務上取り扱う施設		・	537	-	・	・	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-
再生医療等製品	製造業		・	-	-	・	-	・	-	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	
	製造販売業		3	2	-	・	-	-	-	-	-	・	・	・	・	-	・	・	-	-	・	・	・	-	-	
	販売業		455	280	11	・	-	-	-	-	-	・	・	・	・	2	・	・	・	・	・	・	・	10	12	
	業務上取り扱う施設		・	283	-	・	・	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-
指定薬物等を取り扱う施設		・	149	6	・	・	5	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	16	1	-	22	

注1) 平成27年度衛生行政報告例による

			(平成27年4月～平成28年3月末)						告 発 件 数	
			許 可 取 消 ・ 登 録 取 得 消 止 ・	改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 等	そ の 他	計		
総数			12	10	1	1	2,806	2,830	2	
医 薬 品	製 造 業	薬局	6	4	-	-	1,064	1,074	2	
		大 臣 許 可 分	3	-	-	-	-	3	-	
			知 事 許 可 分	2	-	-	-	10	12	-
		薬局	-	-	-	-	14	14	-	
	製 販 売 造 業	第 1 種	1	3	-	1	2	7	-	
		第 2 種	-	-	-	-	17	17	-	
		薬局	-	-	-	-	18	18	-	
	店舗販売業		-	2	-	-	902	904	-	
	卸売販売業		-	1	-	-	115	116	-	
	薬種商販売業		-	-	-	-	2	2	-	
化 粧 品	特 例 販 売 業		-	-	-	-	14	14	-	
	配 置	販 売 業	-	-	-	-	23	23	-	
		従 事 者	-	-	-	-	4	4	-	
	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	103	103	-	
	製 造 業		-	-	-	-	11	11	-	
	製 造 販 売 業		-	-	-	-	15	15	-	
	販 売 業		-	-	-	-	5	5	-	
医 療 機 器	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	3	3	-	
	製 造 業	大 臣 許 可 分	-	-	-	-	20	20	-	
		知 事 許 可 分	-	-	-	-	36	36	-	
		販 売 業	-	-	-	-	19	19	-	
	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	3	3	-	
	再 生 医 療 等 製 品	製 造 業		-	-	-	-	11	11	-
		修 理 業	大 臣 許 可 分	-	-	-	-	-	-	-
知 事 許 可 分			-	-	-	-	14	14	-	
製 販 売 造 業		第 1 種	-	-	-	-	6	6	-	
		第 2 種	-	-	-	-	13	13	-	
		第 3 種	-	-	-	-	6	6	-	
販 売 業		高度管理医療機器等	-	-	-	-	131	131	-	
		管 理 医 療 機 器	-	-	-	-	157	157	-	
		一 般 医 療 機 器	-	-	-	-	-	-	-	
貸 与 業		高度管理医療機器等	-	-	-	-	31	31	-	
	管 理 医 療 機 器	-	-	-	-	28	28	-		
	一 般 医 療 機 器	-	-	-	-	-	-	-		
業務上取り扱う施設		-	-	1	-	4	5	-		
体 外 形 断 用 医 薬 品	製 造 業		-	-	-	-	1	1	-	
	製 造 販 売 業		-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	
再 生 医 療 等 製 品	製 造 販 売 業		-	-	-	-	-	-	-	
	販 売 業		-	-	-	-	4	4	-	
	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	
	指定薬物等を取り扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	

注1) 平成27年度衛生行政報告例による

2 無許可医薬品等発見数

① 監視指導・麻薬対策課に報告された無許可医薬品等発見報告品目数は、次のとおりである。

種 類 \ 年度	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年	2 7 年
1. 医 薬 品 (内 健康食品関係)	4 2 6 (3 2 2)	2 8 0 (2 0 4)	3 4 7 (2 0 9)	2 6 6 (6 8)	3 3 5 (1 8 1)	3 3 9 (1 8 2)
2. 医薬部外品	1 5	5	2 0	1 5	1 9	1 8
3. 化 粧 品	5 0	4 1	9 2	1 0 4	7 4	8 0
4. 医 療 機 器	1 1 0	8 7	1 8 7	1 7 5	1 6 9	1 6 4
合 計	6 0 1	4 1 3	6 4 6	5 6 0	5 9 7	6 0 1

注) 体外診断用医薬品及び再生医療等製品については、平成 27 年より医療機器に計上。

② いわゆる健康食品関連の違反内容別件数

監視指導・麻薬対策課に報告されたもので措置が済んだ違反内容別件数は、次のとおりである。

ア 内容別違反件数(重複あり)

違 反 内 容	2 4 年	2 5 年	2 6 年	2 7 年
薬効標ぼう	1 9 4	1 4 2	1 7 6	1 7 5
医薬品の形状	0	0	0	0
医薬品の用量用法	0	0	0	0
専ら医薬品成分含有	1 5	3	5	1 0

イ 条文別違反件数(重複あり)

違 反 条 文	2 4 年	2 5 年	2 6 年	2 7 年
第 1 2 条 (製造販売業の許可)	3	1 1	1	3
第 1 3 条 (製造業の許可)	2	9	0	3
第 1 4 条 (製造販売承認)	1	5	1	3
第 2 4 条 (医薬品販売業の許可)	0	1	0	1
第 5 5 条 (販売・授与等の禁止)	3 6	5 3	1 5	1 8
第 6 8 条 (承認前の医薬品等の広告の禁止)	1 7 7	1 7 7	1 7 4	1 7 3

3. 医薬品等の回収件数

○回収件数年次推移

	平成 16 年度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
	計 製造 輸入											
医薬品	199 172 27	416	184	162	153	183	146	166	129	150	103	122
医薬部外品	15 14 1	9	23	28	29	19	11	19	8	21	17	9
化粧品	60 28 32	62	103	100	92	83	91	75	74	75	81	74
医療機器	370 195 175	322	365	360	396	373	396	408	386	405	365	452
再生医療等製品											0*1	1
計	644 409 235	809	675	650	670	658	644	668	597	651	566	658

*1… 平成26年11月25日以降の件数

○平成 27 年度医薬品等の回収件数及びクラス分類

	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	総計
医薬品	19*2	93	10	122
医薬部外品	0	8	1	9
化粧品	0	69	5	74
医療機器	2	427	23	452
再生医療等製品	0	1	0	1
計	21	598	39	658

*2… 医薬品のクラスⅠ回収19件のうち18件は、血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収

4. 麻薬・覚醒剤事犯等の推移

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
麻薬及び向精神薬取締法	346	341	540	452	516
うちヘロイン	19	30	20	7	3
うちコカイン	99	66	48	66	103
うちMDMA等錠剤型合成麻薬	86	40	22	35	29
あへん法	12	6	9	24	4
大麻取締法	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167
覚せい剤取締法	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200
合計	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887

注1)内閣府集計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(2) 主な薬物の押収量(kg)但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
ヘロイン	3.6	0.1	3.8	0.0	2.0
コカイン	28.8	6.9	124.1	2.3	18.6
あへん	7.6	0.2	0.2	0.2	0.02
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	141.1	332.8	198	166.6	104.6
大麻樹脂	28.4	42.5	1.2	36.7	3.9
覚醒剤	350.9	466.6	846.5	570.2	431.8
MDMA等錠剤型合成麻薬	27,187	3,708	2,147	608	1,000

注)内閣府の統計資料による

(3)覚醒剤事犯における未成年者検挙者等の推移(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検挙者総数	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200
うち未成年者	185	148	125	94	119
うち未成年者中学生	4	3	1	2	1
うち高校生	25	22	15	12	14
うち大学生	21	25	22	11	18
うち暴力団関係者	6,594	6,421	6,112	6,066	5,758
比率	54.6%	54.2%	54.9%	54.4%	51.4%
うち再犯者	7,152	7,232	6,989	7,190	7,237
比率	59.2%	61.1%	62.8%	64.5%	64.6%

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検挙者数	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167
うち20歳代	844	742	651	665	905
うち未成年者	82	67	61	80	144
うち中学生	1	0	0	3	3
うち高校生	15	18	10	18	24
うち大学生	27	25	23	27	32
うち栽培事犯	118	128	98	118	111

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

5. 啓発活動の状況

(1) 薬物乱用防止啓発訪問事業の推移

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度 (4 月～12 月)
訪問先(力所)	1,352	1,276	1,200	1,094	432	450	359
うち小学校	932	930	884	819	179	192	105
うち中学校	236	187	179	147	142	147	147
うち高校	41	19	24	21	50	73	64
その他	143	140	113	107	61	38	43
参加者数(人)	174,611	145,681	124,132	128,811	106,798	97,255	89,692
SNS による閲覧者数(人)	—	—	—	—	595,340	759,806	772,317
イベント訪問(人)	—	—	—	—	51,358	54,975	27,224

※ 平成 26 年度より、キャラバンカーを使用せず、専門講師を派遣して講義等を実施。
補完事業として、SNS（公式 Facebook 及び公式 Twitter）にて、薬物乱用防止に関する情報を発信。
※ 平成 28 年度の数値は、未確定値。

(2) 平成 28 年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会開催状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
北海道・東北地区	11 月 17 日(木)	山形県 山形テルサ「テルサホール」	約 800 人
関東信越地区	11 月 27 日(日)	東京都 都民ホール	約 280 人
東海北陸地区	11 月 23 日(水)	石川県 石川県文教会館 ホール	約 500 人
近畿地区	11 月 27 日(日)	大阪府 よしもと漫才劇場	約 300 人
中国・四国地区	11 月 9 日(水)	広島県 広島国際会議場 ダリア	約 400 人
九州地区	11 月 12 日(土)	熊本県 ホテル熊本テルサ テルサホール	約 600 人
沖縄地区	11 月 21 日(月)	沖縄県 浦添市てだこホール	約 800 人

(3) 保健所等薬物相談窓口における相談件数の推移

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
相談件数(件)	11,652	10,405	15,553	18,404	18,957	22,111	16,090
うち保健所	7,685	6,931	10,374	11,906	10,689	12,218	9,133
うち精神保健福祉センター	3,967	3,474	5,179	6,498	8,268	9,893	6,957

6 平成28年 新たに指定薬物に個別指定した32物質+1植物(H28.1～H28.12指定分)

物質名	通称
N—(1—アダマンチル)—1—(5—クロロペンチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	APINACA N-(5-chloropentyl) 誘導体
N—(1—アミノ—1—オキソ—3—フェニルプロパン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	APP-CHMINACA、PX-3
一酸化二窒素	亜酸化窒素、Nitrous oxide
N—エチル—1・2—ジフェニルエチルアミン及びその塩類	Ephenidine
エチル=2—[1—(4—フルオロベンジル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド]—3—メチルブタノアート及びその塩類	EMB-FUBINACA、FUB-AEB
エチル=2—[1—(5—フルオロペンチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド]—3—メチルブタノアート及びその塩類	5F-AEB
N, N—ジエチル—7—メチル—4—プロピオニル—4, 6, 6a, 7, 8, 9—ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン—9—カルボキサミド及びその塩類	1P-LSD
3, 4—ジクロロ—N—[2—(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]—N—メチルベンザミド及びその塩類	U-47700
2—(ジフェニルメチル)ピペリジン及びその塩類	2-DPMP、Desoxyipradrol
2—[(ジメチルアミノ)メチル]—1—(3—ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール及びその塩類	O-Desmethyiltramadol
1—(3, 4—ジメトキシフェニル)—2—(メチルアミノ)プロパン—1—オン及びその塩類	3,4-Dimethoxymethcathinone
2—(2, 5—ジメトキシ—4—メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類	2C-D
2—(ナフタレン—2—イル)—2—(ピペリジン—2—イル)酢酸エチルエステル及びその塩類	Ethlynaphthidate、HDEP-28
2—[[ビス(4—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]アセトアミド及びその塩類	Bisfluoromodafinil
2—[[ビス(4—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]—N—メチルアセトアミド及びその塩類	Modafiendz、N-Methyl-4,4-difluoro-modafinil
N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1—[(テトラヒドロ—2H—ピラン—4—イル)メチル]—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-THPINACA
1—ブチル—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-BICA
N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルフラン—2—カルボキサミド及びその塩類	Furanylfentanyl
2—(4—フルオロフェニル)—3—メチルモルフォリン及びその塩類	4-Fluorophenmetrazine、4-FPM
N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)アセトアミド及びその塩類	Ocfentanil
1—(5—フルオロペンチル)—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—ピロロ[2, 3-b]ピリジン—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-P7AICA
2—(8—ブromo—2, 3, 6, 7—テトラヒドロベンゾ[1, 2-b:4, 5-b']ジフラン—4—イル)エタンアミン及びその塩類	2C-B-FLY
1—ペンチル—N—(キノリン—8—イル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	THJ
(E)—メチル=2—[(2S, 3S, 7aS, 12bS)—3—エチル—7a—ヒドロキシ—8—メトキシ—1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b—オクタヒドロインドロ[2, 3-a]キノリジン—2—イル]—3—メトキシアクリレート及びその塩類	7-Hydroxymitragynine、7a-Hydroxy-7H-mitragynine
(E)—メチル=2—[(2S, 3S, 12bS)—3—エチル—8—メトキシ—1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b—オクタヒドロインドロ[2, 3-a]キノリジン—2—イル]—3—メトキシアクリレート及びその塩類	Mitragynine
メチル=2—[1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インドール—3—カルボキサミド]—3—メチルブタノアート及びその塩類	AMB-CHMICA
2—(4—メチルフェニル)—2—(ピペリジン—2—イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	4-Methylmethylphenidate
メチル=2—[1—(4—フルオロベンジル)—1H—インドール—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート及びその塩類	MDMB-FUBICA
メチル=1—フェネチル—4—(N—フェニルプロパナミド)ピペリジン—4—カルボキシレート及びその塩類	Carfentanil、Carfentanyl、4-Carbomethoxyfentanyl
1—メトキシ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル=1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキシレート及びその塩類	MO-CHMINACA
2—(3—メトキシフェニル)—2—(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類	Methoxmetamine、MMXE
3—メトキシ—2—(メチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル)プロパン—1—オン及びその塩類	Mexedrone、4-MMC-Ome

ミトラガイナ スペシオーサ(ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)